

第1回議会改革検討協議会 議事録（要点筆記）

【日 時】平成27年6月2日（火）16時開会

【委 員】溝口委員長、南出副委員長、池辺委員、草刈委員、中谷委員、野田委員、森下委員、貫野議長、林副議長

【職 員】櫻井事務局長、牧田事務局次長、里見事務局次長補佐、中山議事調査係長

1 正副委員長の互選について

- ・委員長 溝口議員
- ・副委員長 南出議員

2 議会改革検討協議会設置に関する確認事項について

- ・別紙のとおり承認。

3 具体的な進め方について

- ・次回へ持ちこし。

4 ホームページについて

- ・チームを作って進めていく。
- 担当委員：溝口委員、南出委員、森下委員、池辺委員。
- ・打合せを9日13時から行う。

5 議場見学について

- ・今年度については事務局で説明を行う。

6 決算審査に伴う政策説明資料の様式について

- ・別紙様式を提示。次回で意見を伺う。

7 その他

- ・新任議員（野田議員・井阪議員・草刈議員・大塚議員）に対しての本協議会の状況等説明を行う。 → 委員長、副委員長、議長、副議長にて行う。日程調整を事務局で行い、出来る限り早期に開催する。

- ・次回協議会日程 6月11日（木）10時～

泉大津市議会 議会改革検討協議会設置に関する確認事項（案）

1 設置及び目的

泉大津市議会の機能の充実強化、議会審議等の活性化及び議会活動の透明性等の向上に向けた調査及び検討を行うため、議会内部に議会改革検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会委員の定数及び任期等

- ① 協議会委員の定数は7名とし、各会派より1名を選出する。
- ② 協議会委員の任期は、協議会設置日から平成31年4月までとする。
- ③ 協議会に委員長及び副委員長を置く。その選出方法は委員の互選により決定する。
- ④ 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- ⑤ 正副議長並びに会派に属さない議員は、協議会委員の同意を得た上で、オブザーバーとして会議に出席することができる。また、委員長の指名により発言をすることができる。
- ⑥ 協議会が会派に属さない議員の会議への出席を求めたときは、必ず出席しなければならない。
- ⑦ 協議会委員に特別な理由が生じたときに限り、正副委員長の同意を得た上で代理の委員を出席させることができる。
- ⑧ 協議会委員の変更は原則として認めない。ただし、協議会の了承を得た場合に限り、委員を変更することができる。
- ⑨ 委員長は、必要があると認めるときは、議長と委員長が連名の上、議員全員を招集することができる。この場合における委員外議員の発言等の取り扱いについては、委員と同等とする。
- ⑩ 議会運営委員会の正副委員長は、会議へ出席することができる。また、委員長の指名により発言をすることができる。

3 会議の公開等

- ① 協議会の会議は非公開とする。
- ② 協議会の会議は、委員長が招集し、主宰する。
- ③ 協議会の傍聴は、原則として許可しないこととする。ただし、委員外議員の傍聴は、委員長に申し出て行うことができる。
- ④ 協議会の中での委員の発言内容や資料等の取り扱いについては、一切外部に提供してはならない。
- ⑤ 外部から協議会の内容についての問い合わせがあったときは、議員それぞれの立場で良識ある回答をすること。（協議していることは伝えても良いが、決定したような発言、誤解を与える発言をしない。）
- ⑥ 会議録については、議会事務局において要点記録を作成する。

4 その他

- ① この協議会設置に関する確認事項に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。
- ② この協議会設置に関する確認事項は、平成 27 年 月 日から適用する。

予算科目				
細事業名				決算書
総合計画	基本方針		計画項目	
決算額 ①	最終予算額 ②	不用額 (②-①)	執行率	(参考) 当初予算額
目的				
主要な事務・事業及び成果の概要				
主な財源				
評価・課題等				
事業所管課				